

児童の商業的性的搾取に関する 国際法の現状と課題

皆川 誠

- 1 はじめに
- 2 国際社会における児童の商業的性的搾取問題への対応
- 3 国際法における児童の商業的性的搾取問題の位置
- 4 おわりに

1 はじめに

児童を性的対象とした表現物、いわゆる児童ポルノのインターネット上の流布をはじめ、児童ポルノ作成との関連にとどまらず、東南アジアなどにおける児童買春ツアーなどの児童の商業的性的搾取が大きな問題となっていることは、近年わが国においても広く関心が持たれるようになってきた¹。児童の商業的性的搾取（CSEC : Commercial Sexual Exploitation of Children）とは、「大人による性的虐待及び児童あるいは第三者に対する現金又は現物による報酬を伴うもの」であり、「児童は性的及び商業的対象として扱われ」、「児童に対する強制及び暴力の一形態であり、強制労働及び一種の現代的奴隸制に当たる」もので、「児童の権利の根本的な侵害である」とされる²。この問題は、急速に進行する社会のグローバル化の負の遺産として捉えられ、なかでも、児童買春、児童ポルノ、商業的性的搾取を目的とした児童売買（人身取引）の3つの形態が緊急の対応を要する深刻な問題であるとされている。商業的性的搾取の被害者となっている児童の数については信頼できる調

査方法が存在しないために正確には把握できていないが、国際労働機関（ILO）は約180万人の児童が商業的性的搾取の犠牲になっていると推計している³。

このような児童の商業的性的搾取の問題に対して、国際社会は1970年代頃から成人のものとは異なる問題として取り組んできた。1989年に採択された児童の権利に関する条約（以下、児童の権利条約）は34条において「あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護する」と規定し、国際社会におけるこの問題に対する一定の方向性が示された。また、1987年にフィリピンで起きたロザリオ事件をきっかけとして、1990年、タイのチェンマイに各国のソーシャルワーカーが一同に会し国際NGOの「アジア観光における児童買春根絶国際キャンペーン」（International Campaign to End Child Prostitution in Asian Tourism：ECPAT）がスタートした。そして、1996年にはスウェーデンのストックホルムで第1回「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催され、問題に対する国際社会の方向性を示す「宣言」および「行動のための課題」が採択されるなど、問題解決に向けた取組みが進められている⁴。

しかし、上記会議で採択された文書には法的拘束力はなく、問題への取組みに実効性を持たせるためには、関連条約の作成・締結が不可欠である。後述のように国際社会は児童の権利条約を皮切りに、児童の商業的性的搾取に関連する条約を作成・締結してきたが、その規定内容には、「個人の刑事処罰を通じた国際人権保障」という国際法上の論点にかかわる一定の方向性や課題も示されていると考えられる。社会的弱者である児童の権利を侵害する加害者は児童に対して強大な力を有する私人であり、また、児童の商業的性的搾取が行われる背景には貧困や差別などの社会問題がある。そのため、この問題は国家が国民に対して行う人権侵害とは異なり、社会経済構造に深く根ざした人権問題であると考えられ、その取組みにあたっては加害者の処罰という刑事法的観点とともに、教育、犯罪の防止および被害者保護といった人権法的観点をも考慮した制度構築が必要となってくる⁵。すなわち、児童の商業的性的搾取は、「国際的な犯罪の防止」と「国際的な人権の保障」とを別々のものと考えていては有効に対処できない現象に関して、従来の国際

法の限界を乗り越えようとする新たな発展が見られる問題領域であるということができるのである⁶。

そこで以下では、児童の商業的搾取に関する国際法の動向について概観し、国際社会がいかなる対応によって児童の商業的搾取という問題に実効的に対処しようとしているのか、その現状および課題について明らかにしていきたいと思う。

2 国際社会における児童の商業的搾取問題への対応

1 人身売買・売春搾取・奴隸取引等に関する国際条約の展開

国際社会においては19世紀以降、人身売買、売春搾取、奴隸といった行為が人間の自由の尊厳の侵害の最も深刻な形態であるとの認識が共有されてきた。たとえば奴隸売買に関しては、1815年に奴隸売買制度の廃止に関するウェーン宣言がなされた後、1817年に奴隸売買に関するロンドン会議議定書が作成され、1926年に奴隸貿易の防止・抑止ならびにすべての形態における奴隸制の完全な廃止を規定した奴隸条約が作成された。同条約は1956年の奴隸制度、奴隸取引並びに奴隸制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約により補完され、同条約では女性を売買すること、児童を搾取の状態に置くことおよび債務を理由とする拘束行為を締約国が国内法によって処罰することが求められた⁷。婦女売買についても、1904年に醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定が作成され、1910年には醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約が採択されて人身取引に従事した者の処罰がはじめて規定された⁸。女性および児童を取り引いた者の処罰は1921年の婦人及児童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約および1933年の成年婦女子の売買の禁止に関する国際条約において規定され、1949年に国連において人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約が採択されて売春目的の斡旋・誘引や売春からの搾取の処罰、また売春宿の維持・管理者または資金提供者の処罰についても規定された。

しかし、これらの国際条約の作成・締結にもかかわらず、債務労働や性的搾取、人身売買は相互に密接に関係しながら現在でも続いており、社会のグ

ローバル化によって搾取のネットワークは益々強化され、臓器売買までもが目的とされるようになっている⁹。とりわけ、児童の売買や児童に対する性的搾取・虐待が国際社会の注目を集め、明確に児童に言及するかたちで法的な対応がなされるようになったのは1980年代後半以降であった。最初の主要な条約は児童の権利条約（1989年）である。

2 児童の商業的性的搾取に関する国際条約の展開

(1) 児童の権利条約 児童の権利条約34条において締約国は、「あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する」とことされ、「不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること」、「売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること」および「わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること」を防止するためのすべての適当な国内、二国間および多数国間の措置をとることが求められる¹⁰。また、35条では、「あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる」ことが締約国に求められる。これらの規定は、締約国がとるべき具体的な措置の内容には触れていないが、その後に作成される児童の商業的性的搾取に関する国際文書の出発点になったものと評価されている¹¹。

(2) 最悪の形態の児童労働禁止条約 古くから児童労働の問題を扱ってきた国際労働機関（ILO）は、1999年に最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（以下、ILO182号条約）を採択した。同条約は、①「児童の売買及び取引、負債による奴隸及び農奴、強制労働（武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む。）等のあらゆる形態の奴隸制度又はこれに類する慣行」、②「売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること」、③「不正な活動、特に関連する国際条約に定義された薬物の生産及び取引のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること」および④「児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務」を「最悪の形態の児童労働」とし（3条）、締約国にこれらの

禁止および撤廃を確保するため即時のかつ効果的な措置をとることを求めている（1条）¹²。さらに同条約は、関係する政府機関、使用者団体および労働者団体と協議したうえでの締約国による行動計画の作成・実施（6条）、締約国が刑罰またはその他の制裁を含むすべての必要な措置をとること、および最悪の形態の児童労働の防止、児童の救済と社会復帰のための援助、教育等についての効果的な措置をとること（7条）、および国際協力・援助（8条）を規定している¹³。

（3）児童売買等選択議定書 2000年5月に国連総会で採択された児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（以下、児童売買等選択議定書）は、児童の商業的性的搾取に関する全般的かつ具体的な規定を置いたはじめての条約である¹⁴。

1条において締約国は、「この議定書に従って児童の売買、児童買春及び児童ポルノを禁止すること」とされ、2条では、「児童の売買」とは、「報酬その他の対償のために、児童が個人若しくは集団により他の個人若しくは集団に引き渡されるあらゆる行為又はこのような引渡しについてのあらゆる取引」をいい、「児童買春」とは、「報酬その他の対償のために、児童を性的な行為に使用すること」をいい、そして、「児童ポルノ」とは、「現実の若しくは疑似のあからさまな性的な行為を行う児童のあらゆる表現（手段のいかんを問わない。）又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいう」としてそれぞれの定義が規定されている。そのうえで、議定書は締約国に対して①児童を性的搾取、営利目的の臓器の引渡しまたは強制労働の目的のために提供し、移送または収受すること、②児童買春のために児童を提供し、取得し、あっせんまたは供給すること、および③児童ポルノを製造し、配布し、頒布し、輸入し、輸出し、提供しもしくは販売またはこれらの行為の目的で保有することが自国の刑法または刑罰法規の適用を受けることを確保するよう義務付けている（3条）。

締約国は、これらの犯罪が自国の領域内等で行われた場合に裁判権を設定することが義務付けられ、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、犯罪が自国の国民によって行われたことを理由として他の締約国に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合においても、自国の裁判権を設定するための必要な

措置をとることが義務付けられている（4条）。また、議定書に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡し条約または締約国の国内法における引渡し犯罪とされること、犯人の国籍を理由として引渡しを行わないときは、締約国は訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託するための適当な措置をとることが義務付けられている（5条）。

さらに同議定書では、捜査共助、捜査協力など加害者の処罰に関する規定のほか、被害児童の保護について、児童への情報提供や意見表明の考慮、プライバシーの保護、証人保護、被害者の年齢の不明確性によって捜査開始を妨げないようにすること（8条）、犯罪防止措置としての教育や啓発活動についても規定されている（9条）。

(4) 人身取引議定書 児童売買等選択議定書と並んで2000年11月には、人身取引の問題に関連して、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（以下、人身取引議定書）が国連総会において採択された。児童売買等選択議定書が児童の権利条約の議定書として採択されたのに対し、人身取引議定書は国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（以下、本体条約）の3つの補足議定書の1つとして作成された¹⁵。人身取引議定書は、「人身取引」を「搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはせい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、藏匿し、又は収受すること」と定義し、搾取目的の人身取引には、「少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隸化若しくはこれに類する行為、隸属又は臓器の摘出」が含まれている（3条）。議定書ではこれらの行為の犯罪化が義務付けられており（5条）、さらに18歳未満の児童を対象とした人身取引については、3条で列挙された一連の行為に該当する手段をとっていてなくても処罰の対象となる。人身取引議定書は「この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従って定められる犯罪であって、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の被

害者の保護について適用する」と規定するが（4条），これは一国内で完結する取引や犯罪集団の関与のない取引については適用の対象とならないということではなく，本体条約34条2項と関連して解釈し，締約国は本体条約に従った国内法上の犯罪化が，犯罪の国際性と犯罪集団の関与性の要素を含まずに行われるべきことが求められているとされている¹⁶。

締約国によって犯罪化された人身取引について刑事法を適用するための裁判権の設定や犯人の引渡し，司法・捜査協力に関しては，議定書それ自体には締約国の義務は規定されておらず，本体条約の規定が準用される。人身取引議定書はさらに，人身取引の被害者に対して法的保護，身体的・心理的・社会的回復を図るための援助を提供すること，在留上の保護措置を提供することなどを締約国に求めている（6，7条）。

(5) サイバー犯罪条約 児童の商業的性的搾取の中でも児童ポルノに関して注目されるのが，2001年に欧州評議会によって作成されたサイバー犯罪に関する条約（以下，サイバー犯罪条約）である¹⁷。同条約はコンピューター犯罪の一形態として，インターネット上の児童ポルノ犯罪についても扱っている。同条約9条では，児童ポルノについて定義したうえで，締約国がコンピューターシステムを通じた配布目的での児童ポルノの製造，提供，配布・送付，自己または他人のための取得，記憶媒体での所持を国内法上の犯罪とするために必要な立法その他の措置をとることとしている¹⁸。締約国はこれらの犯罪について，自国領域内で行われた場合，犯罪実行地の刑事法に基づいて刑を科すことができる場合または自国民によって行われた場合には自国の裁判権を設定する義務を負う（22条）。また，容疑者が自国民であることを理由として引渡しを行わない場合には自国が裁判権を設定しなければならないと規定している（24条）。

(6) 性的搾取・性的虐待児童保護条約 2007年に欧州評議会は，児童の商業的性的搾取のみならず，それ以外の形態の虐待行為をも対象として性的搾取及び性的虐待からの児童の保護に関する条約（以下，性的搾取・性的虐待児童保護条約）を採択した¹⁹。同条約は，①児童の性的搾取および性的虐待を防止し，それと戦うこと，②性的搾取および性的虐待の被害者である児童の権利を保護すること，および③児童の性的搾取および性的虐待に対する国内的お

より国際協力を促進することを目的としているが（1条）、「目的、差別の禁止及び定義」の次に「防止措置」、「専門の公的機関及び調整機関」、「被害者に対する保護措置及び援助」、「介入プログラム又は介入措置」に関する規定を置き、その後に「刑事実体法」として犯罪化や裁判権の設定に関する規定を置いており、加害者の処罰よりも被害者の保護・支援を優先させようという意思が見られ、児童の性的搾取に関する行為の犯罪化や処罰に関する規定の後に被害者保護や防止措置について規定する児童売買等選択議定書とは対照的な構造となっている点が注目される²⁰⁾。

性的搾取・性的虐待児童保護条約では、これまでの条約では十分に取り扱われてこなかった児童の性的虐待の犯罪化に関する規定が置かれており（18条）、そのうえで児童買春（19条）、児童ポルノ（20条）、わいせつな演技への児童の参加（21条）、性的目的で性的虐待または性的活動を児童に目撃させること（児童の堕落、22条）、性的目的のための児童の勧誘（23条）を犯罪化することが締約国に求められている。

締約国は、犯罪が自国の領域内等で行われた場合や、犯罪が自国民によって行われた場合に裁判権を設定することが義務付けられ、さらに、一定の犯罪については、加害者が自国民である場合に、行為が実行地において犯罪とされていなければならぬという条件、ならびに被害者からの申告または犯罪実行地からの告発がなければ訴追を開始することができないという条件に自国の裁判権が服させられないよう確保することが求められている。また、容疑者の国籍を理由として引渡しを行わないときは、締約国は裁判権を設定するための措置をとることとされている（25条）。

また、性的搾取・性的虐待児童保護条約は11章に「他の国際文書との関係」に関する規定を置いており、42条では特に児童の権利条約および児童売買等選択議定書との関係について、「この条約は、児童の権利に関する国際連合条約及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する同条約選択議定書の規定から生ずる権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、それらの条約及び議定書によって与えられる保護を強化し、並びにそこに含まれる基準を発展させ且つ補完することを意図するものとする」と規定し、また、43条において他の国際文書との関係について、①性的搾取・性的虐待児童保護条

約は、同条約の締約国が現に締約国であるかまたは締約国となる他の国際文書であって、同条約によって規律される事項を含み、かつ性的搾取・性的虐待の被害者である児童のための一層の保護および援助を確保するものの規定から生ずる権利および義務に影響を及ぼすものではないこと、②締約国は、同条約で扱われている事項について二国間または多国間の協定を締結することができること、および③欧州連合加盟国たる締約国における欧州共同体または欧州連合の規則の優先適用についても規定している²¹。

3 児童の商業的性的搾取に関する国際法の視点

児童の商業的性的搾取は、まず人身取引・奴隸取引の禁止の観点からその対象の一部に含まれられ、人身取引を行った者を訴追・処罰することを締約国に求めるというかたちで国際法の関心の対象となってきた。しかしその後、児童が権利の主体であることに明確に焦点をあてた児童の権利条約の中で、その害悪から児童を保護すべき対象として性的搾取の問題が取り上げられることとなった。すなわち、もともと刑法の観点から国際法の関心の対象となっていたものが、人権の主体としての児童という観点が生じたことにより、人権条約の対象となってきたのである。また、ILO182号条約などにおいて強制労働の禁止の観点からも扱われてきたことも考えると、児童の商業的性的搾取に関する国際法は、人身取引の禁止・処罰に関する条約、強制労働の禁止に関する条約、人権条約の3つの異なる観点から扱われてきたと考えることができるであろう²²。

これらの条約群はそれぞれ作成の目的や扱う対象が異なっており、児童の商業的性的搾取に関する統一的な対応がとられていないようにも見える。しかし、これらの条約群（およびその一部の規定）の中には児童の保護という共通の目的があり、なかでも児童売買等選択議定書、人身取引議定書、およびサイバー犯罪条約や性的搾取・性的虐待児童保護条約の一部規定は、児童の商業的性的搾取を行った者を刑事手続の俎上に乗せて訴追・処罰することによって児童を保護するという点で共通性を見出すことができるといえよう²³。このような加害者の処罰によって被害者の人権保障を図るという傾向は、国際法上どのように位置付けられ、またいかなる課題が残されているのである

うか。そこで以下では、児童の商業的性的搾取という分野にあらわれているこうした傾向の国際法上の位置付けと課題について検討していきたいと思う。

3 国際法における児童の商業的性的搾取問題の位置

1 犯罪防止条約と人権条約の「接近」現象

児童の商業的性的搾取を扱った条約群の内容については、基本的には異なる方向にある人権条約と犯罪防止条約とがその内容において著しく接近している傾向があるものと評価されている。たとえば尾崎久仁子は、サイバー犯罪条約の中の児童関連規定の目的は、「国内秩序の維持のための手段の国際的延長というよりも、むしろ児童の国際的保護にあり、これらの規定は、児童の権利を国際的に保護することを目的とし、その手段として、侵害行為を効果的に処罰することを各国に義務付けるとともに、そのための国際的な協力について定めるものとも評価できる」としている²⁴。また、人身取引議定書についても、国際組織犯罪の取締りをその目的としつつも、児童の保護のために児童に対する犯罪の処罰に関する詳細な規定を置き、犯罪防止条約における第一の目的である犯罪の予防・処罰と児童の保護とが一体のものとなっており、その意味で、児童の権利の保護のために犯罪の予防と処罰に関する規定を置く児童売買等選択議定書とその内容において限りなく接近していると述べている²⁵。古谷修一も人身取引議定書について、同議定書の2条が①人身取引を防止し、これと戦うこと、②取引の被害者を保護し、支援すること、③これらの目的を達成するために諸国間の協力を促進することを目的としているが、同議定書上の犯罪とされる行為は本体条約上の刑事規制の対象となり、その点で議定書は犯罪防止条約と位置付けられるが、他方で被害者の保護・支援を締約国に求める点では人権条約としての性格をも有することになると同様の評価をしており、人身取引議定書という犯罪防止条約において人権条約的なアプローチが取られていることについての一致した見解を見ることができる²⁶。

他方で、人権の保護を目的とする人権条約においても、こうした条約が基本的に私人による侵害の防止に主眼を置き、侵害行為の予防と処罰という国

家の積極的義務を課している以上は、刑事处罚に関する詳細な規定を置かざるをえず、その内容において犯罪防止条約に接近しているとされる²⁷。尾崎は人権条約のこのような展開について、締約国における人権の保護の徹底を期するため、あらかじめ侵害行為の犯罪化とその捜査・訴追における国際協力に関する規定を置き、各國が採用すべきメニューを具体的に規定して、各國による人権保護を迫ろうとするものであると評価し、「犯罪条約の主たる関心が各國の国内法制の不備あるいは捜査・訴追における国際協力体制の不備によるループホールをなくすことにあるのに対し、人権条約の刑事に関する規定の主たる関心は、締約国における人権保護の徹底のためのメニューの提示とその強制にある」とまとめている²⁸。

2 国際法における児童の商業的性的搾取への対処の実効性の確保

(1) 児童の商業的性的搾取関連行為の处罚の実効性の確保 しかし、児童の商業的性的搾取に関する条約に見られるこのような特徴にも課題がないわけではない。まず、处罚の実効性の確保についての問題がある。尾崎によれば、刑事訴追によって人権を保障することは、①国際人権法が「結果の義務」に見られるように国家への信頼を前提としており、仮に国家がその義務を果たさない場合には、国際社会は国際機関による監視、外交的手段、国際裁判など間接的あるいは二次的な手段によってこれを是正させる、②人権基準を満たし、法と証拠に基づいて行われるべき近代の刑事裁判において、証拠の収集や被疑者・被害者の権利の保障の観点から属地主義が最良の選択である、という2点から、「二重の意味で属地的」であるとされる²⁹。しかしながら、人権侵害の性格や国家間の多様性の増大により、属地主義と犯罪人の引渡しのみをもってしては人権侵害者の捕捉が困難になりつつあるという現実がある³⁰。児童の商業的性的搾取については、被害が発生している現地の自治体が観光収入の減少の懸念から積極的な取締りを行わなかったり、当局に対する賄賂などで加害者が法の執行を免れるということが頻繁に起こりうる³¹。このような懸念に対し、児童の商業的性的搾取に関する諸条約では各國法制度の平準化と司法協力の強化、および途上国に対する法整備支援などを試みているのであるが、「治安の維持」という各國に共通して受け入れ

られやすい価値と異なり、「児童の人権」という価値については、その理解にいまだ各国によってばらつきがあり、人権保障のために具体的措置を講じるという段階において足並みを揃えることは容易ではないという現実があるのである。

(2) 児童の商業的性的搾取の犯罪行為としての位置付け また、裁判権の設定に関する児童売買等選択議定書や人身取引議定書における規定ぶりからは、児童の商業的性的搾取が国際法における犯罪行為としてどのように位置付けられているかの一端を垣間見ることができると思われる。

たとえば児童売買等選択議定書の4条および人身取引議定書の本体条約15条は、国内裁判所の裁判権については、属地主義（および旗国・登録国主義）の義務付け（犯罪が自国領域内で行われた場合および犯罪が自国において登録された船舶もしくは航空機で行われる場合）と属人主義（犯罪が自国の国民によって行われた場合（積極的属人主義）および犯罪が自国の国民に対して行われた場合（受動的属人主義））の許容にとどまっている。犯罪行為地国、航空機の登録国・着陸国、容疑者の国籍国、被強要国、被害者の国籍国などに裁判権の設定義務を課し、あるいは設定を許容して、さらに締約国は容疑者が自国の領域内に所在し、かつ引渡しを行わない場合には訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負うという「引渡しか訴追か」(*aut dedere aut judicare*)の原則を定式化することは、1970年の航空機の不法な奪取の防止に関するハーグ条約以降のテロ対策に関する諸条約や拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約、1984年）において用いられてきた手法である。しかし、こうしたテロ対策諸条約や拷問等禁止条約では属地主義（および旗国・登録国主義）とともに積極的属人主義に基づく裁判権の設定も義務的なものとされている。その点では、「引渡しか訴追か」の原則は自国民についてのみ義務付け、外国人の国外犯については引き渡さない場合の裁判権の設定を許容するのみにとどまり、また積極的属人主義に基づく裁判権の設定を義務付けていない児童売買等選択議定書や人身取引議定書の本体条約とは異なっている³²。

児童売買等選択議定書や人身取引議定書の本体条約における裁判権の設定に関する規定のあり方からは、これらの条約が域外管轄権の拡大を広範に進

めることを目的としておらず、あくまで条約が犯罪化の対象としている行為に関する国内刑事実体法を改正・整備することを締約国に求めるにとどまっていることが読み取れる³³。このことは、児童の商業的性的搾取を含むこれらの条約の犯罪化の対象となる行為が、拷問やテロ対策諸条約上の犯罪行為に比べると犯罪の重大性が低く、あるいは公権力の犯罪への関与や領域国が犯人を隠蔽・保護することが想定されにくいとの国際社会の認識を示しているともいえ、さらに、児童ポルノについては各国におけるわいせつ概念の差異といった要素も考えられよう³⁴。児童の商業的性的搾取は途上国において行われることが多いが、児童売買等選択議定書や人身取引議定書の本体条約においては先進国による拡張的な裁判権の行使に根強い警戒感が示されており、拷問等禁止条約やテロ対策諸条約とは異なる裁判権の設定に関する規定のあり方については今後の条約の運用上の課題も指摘されうると思われる。

(3) 近年の条約における発展一性的搾取・性的虐待児童保護条約——欧州評議会が作成した性的搾取・性的虐待児童保護条約は、こうした児童売買等選択議定書や人身取引議定書の本体条約における裁判権の規定のあり方を一步先へと進めたものであると考えられる。性的搾取・性的虐待児童保護条約は、属地主義（および旗国・登録国主義）とともに積極的属人主義に基づく裁判権の設定も義務的なものとしており、さらに、一定の犯罪については、加害者が自国民である場合に、行為が実行地において犯罪とされていなければならないという条件、ならびに被害者からの申告または犯罪実行地からの告発がなければ訴追を開始することができないという条件に自国の裁判権が服させられないよう確保することを締約国に求めている。また、消極的属人主義に関する規定も、「……裁判権を設定するため、必要な立法上その他の措置をとるよう努める (shall endeavour to take)」と、児童売買等選択議定書や人身取引議定書の本体条約においては裁判権を設定することが「できる (may)」と許容するにすぎなかった規定ぶりよりも踏み込んでいる点も注目される³⁵。性的搾取・性的虐待児童保護条約は欧州諸国で構成される地域的機構である欧州評議会で作成されたものであるからこそ、裁判権の設定に関してもより踏み込んだ規則を規定することができたといえなくもないが、児童の権利を基軸として児童の性的搾取・性的虐待を包括的に規定した同条約

は、児童の商業的性的搾取の問題への対応の一定の指向性を示していると評価することができよう。

また、被害児童に対する保護措置・援助のあり方についても、性的搾取・性的虐待児童保護条約は、児童の最善の利益を十分に考慮するという観点から、より児童の権利の保障に比重を置いた法的な制度の構築が児童の商業的性的搾取の問題への実効的な対処となりうるとの指向性を示しているように思われる。児童売買等選択議定書においても刑事司法手続における被害児童に対する保護措置に関する規定は置かれているが（8条）、犯罪の防止措置と被害児童に対する援助は同一の規定の中に併記されているにすぎない（9条）。しかし、性的搾取・性的虐待児童保護条約では、まず、防止措置として、児童に接して働く者の採用・訓練および意識啓発、児童の教育、公衆一般向けの意識啓発キャンペーン等について詳細な規定を置き（4-9条）、被害者に対する援助は性的搾取・性的虐待の疑いの通報やヘルplineの設置等の保護措置とともに、「被害者に対する保護措置及び援助」という同一の章に規定されている（11-14条）。さらに、刑事司法手続における被害児童の保護措置は、締約国は「捜査及び刑事手続が児童の最善の利益に従って且つ児童の権利を尊重しながら進められることを確保する」（30条）という原則の下で「捜査、訴追及び手続法」の章に別途詳細に規定されているのである³⁶。

しかし、こうした国際法の発展が実効性を持つためには、関連条約が締結・批准され締約国において国内法制が整備・実施されなければならない。とりわけ被害者保護・援助に関する法制度は各国の社会保障制度のあり方等にも深くかかわってくる問題であり、関連条約の実効性は、「児童の人権」に関する理解を国際社会が今後どの程度共有することができるのかということにかかってくることになると思われる。

4 おわりに

児童の商業的性的搾取という問題に対処するための国際法上の枠組みは、この10年ほどで着実な進展を見せてきたといえる。その主たる指向性は、児童の権利を侵害する行為を犯罪化し、加害者たる私人を処罰することによっ

て児童の権利を保護するというものであった。しかし、児童の商業的性的搾取のような私人による人権侵害行為に対して刑事処罰によって対処することは、もともと異なる系統で発展してきた国際刑事法と国際人権法の両方の利点のバランスをどのようにとっていけばよいのか、という課題を内包してきた。国際刑事法の観点からは、ひとくちに「犯罪人の処罰」といっても、ジエノサイドや人道に対する罪、海賊、テロ、薬物犯罪などの犯罪は、国際法上必ずしも同一のカテゴリーとして議論されてきたわけではなく、それぞれの犯罪の重大性に差異があることで、それらの犯罪を扱う条約におけるとりわけ裁判権の設定に関する規定ぶりが異なるなどの違いが存在してきた。それゆえ、児童の商業的性的搾取の犯罪としての重大性がいかなる水準にあると国際社会によって認識されているのか、ということが、この問題に関する国際法の発展においては重要な要素になってきたといえる。そのような意味では、欧州評議会が作成した条約であるという点を考慮しなければならないとはいえ、性的搾取・性的虐待児童保護条約における裁判権の設定に関する規定ぶりは、近年、児童の商業的性的搾取が国際社会における犯罪行為としてより重大性の高いものであると認識されてきていることを示しているということができる。

他方で、児童の商業的性的搾取に関する国際法の発展の方向性は、関連行為の犯罪化を進めて加害者を処罰すればそれで十分というわけではなく、むしろ児童の最善の利益を考慮し、児童の権利を保障するという観点により比重を置いたうえで制度構築を図らなければ、実効的な対応を進めることはできない、との国際社会の認識を示しているように思われる。被害者保護・援助に関する規定を充実させるという方向性は、まさに国際人権法の観点からのアプローチである。しかし、この点に関しても、「児童の人権」についての理解には各国に一律の基準があるわけではなく、条約上求められている措置を締約国のすべてが実効的に行うことができると想定することは困難であろう。締約国の国内法の整備はもちろん、国内行政や司法が確実に法を執行・適用できるとは限らないのである。

このように、児童の商業的性的搾取に関する国際法については、関連行為が犯罪としてどの程度の重大性を持つものと国際社会から認識されるのか、

「児童の人権」に関する国際社会の理解がいかなる水準において共有されるのか、という国際刑事法および国際人権法上の2つの観点がその発展に影響してくると思われる。性的搾取・性的虐待児童保護条約の42条が、同条約は児童売買等選択議定書によって与えられる保護を強化し、そこに掲げられた基準を発展・補完させるものであると規定しているように、今後も既存の国際法上の枠組みにおいて示されている課題を漸進的に克服していくことによって、この問題への対処の実効性を高めていくことが期待される。

- 1 2010年7月に開催された政府の犯罪対策閣僚会議においては、「児童ポルノ排除総合対策」が決定されている。詳しくは、高須一弘『『児童ポルノ排除総合対策』の決定』『警察学論集』63巻10号（2010年）64頁以下参照。
- 2 World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, *Declaration and Agenda for Action: 1st World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, Stockholm, Sweden, 27-31 August* (1996), para. 5.
- 3 International Programme on the Elimination of Child Labour (IPEC), *Every Child Counts: New Global Estimates on Child Labour* (2002), pp. 25-27.
- 4 関連文書は、児童の商業的性的搾取に反対する世界会議のホームページ (<http://www.csecworldcongress.org>) にて入手可能である。同会議は、2001年に横浜で第2回、2008年にリオデジャネイロで第3回世界会議を開催している。
- 5 尾崎久仁子「児童の売買に対する国際的取組み」『法学セミナー』577号（2003年）65頁。
- 6 私による人権侵害を論じたものとして、尾崎久仁子「人権と処罰—私人による『人権侵害』と国際刑事法—」横田洋三・山村恒雄編『現代国際法と国連・人権・裁判—波多野里望先生古稀記念論文集—』（国際書院、2003年）281-302頁。
- 7 これらの国際条約の展開と概要については、中川かおり「人身取引に関する国際条約と我が国の法制の現状（総論）（特集 人身取引）」『外国の立法』220号（2004年）3-8頁参照。
- 8 尾崎は、奴隸売買や婦女子売買の取締りのための協力は、人権問題に関する最も初期の国際協力であるとする。尾崎「前掲論文」（注5）65頁。また、横山潔「子ども売春ツアーリ（特集 児童買春ツアーリ・児童ポルノ）」『外国の立法』34巻5・6号（1996年）84-85頁参照。
- 9 ミシェル・ボネ（堀田一陽訳）『働く子どもたちへのまなざし 現代世界における子どもの就労—その分析と事例研究—』（社会評論社、2000年）58頁。
- 10 同条は人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約の内容を見童について規定し直したものであるとされる。永井憲一・喜多明人・寺脇隆夫・荒牧重人編『新解説子どもの権利条約』（日本評論社、2000年）193頁。

- 11 尾崎「前掲論文」(注5)65-66頁；平野裕二「子どもの性的搾取と国際人権法」『法学セミナー』530号(1999年)38頁。
- 12 同条約は①から③の形態の児童労働については、同条約の勧告の第12パラグラフにおいてその犯罪化を求めている。
- 13 同条約の内容については、岩下奈々絵「最悪の形態の児童労働禁止条約の目的実現と国際刑事法の発展」『早稲田大学大学院法研論集』116号(2005年)6-8頁参照。
- 14 尾崎「前掲論文」(注5)66頁。
- 15 人身取引議定書のほか、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書(密入国議定書)および国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書(銃器議定書)が採択されている。
- 16 United Nations Office on Drugs and Crime, Division for Treaty Affairs, *Legislative Guides for the Implementation of the United Nations Convention Against Transnational Organized Crime and the Protocols Thereto* (2004), p. 19. この点に関しては、古谷修一「国際組織犯罪としての人身取引－人身取引議定書の特徴と国内実施－」『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』2号(2010年)123-124頁参照。
- 17 条文および説明報告書(Explanatory Report)は欧州評議会のホームページ(<http://www.coe.int>)より入手可能である。
- 18 児童ボルノの犯罪化・刑事処罰は表現の自由との慎重な調整が求められるが、この点については尾崎「前掲論文」(注6)297-298頁参照。
- 19 条文および説明報告書(Explanatory Report)は欧州評議会のホームページ(<http://www.coe.int>)より入手可能である。
- 20 平野裕二「ヨーロッパで子どもの性的搾取・性的虐待に関する新条約が誕生－日本でも求められる包括的視点－」『いんふおめーしょん／子どもの人権連』No. 109(2007年)14頁。
- 21 他の条約との関係について定める明示規定の中で、特定の条約を明示してそれに対して優先する旨や影響を及ぼさない旨を規定するものは多数存在するが、自らを特定の条約の発展・補完と位置付ける旨を明記するかたちは珍しく、条約法の観点からも注目される。他の条約との関係について定める明示規定については、皆川誠「国際条約における抵触解決条項」『早稲田大学大学院法研論集』130号(2009年)321-346頁参照。また、他の条約との関係について定める明示規定の分類について、W. Czapliński and G. Danilenko, "Conflicts of Norms in International Law", *Netherlands Yearbook of International Law*, Vol. 21(1990), pp. 13-14; S. A. Sadat-Akhavi, *Methods of Resolving Conflicts between Treaties* (2003), pp. 85-97参照。
- 22 このような展開は、人身取引に関する国際法の展開と同様の傾向にあると考えることができる。古谷「前掲論文」(注16)116-119頁参照。

- 23 尾崎「前掲論文」(注6)292-293頁。
- 24 同上, 293頁。
- 25 同上, 294頁。
- 26 古谷「前掲論文」(注16)119頁。
- 27 ただし, 児童売買等選択議定書は, 犯罪の構成要件の定め方については規定にあいまいな点が目立ち, また, 裁判権の設定, 犯罪人の引渡しや捜査共助についてもあいまいな点があるなど, 人権条約の系譜に属する同議定書の適用上の困難が予想されるとも指摘している。尾崎「前掲論文」(注6)294-295頁。
- 28 同上, 295頁。
- 29 尾崎久仁子「人権侵害行為に対する国家の刑罰権の行使とその範囲について」『国際法外交雑誌』102巻1号(2003年)43頁。
- 30 具体的には, ①政府が意図的組織的に行う人権侵害であるために犯罪地国政府による責任者の処罰が不可能である(あるいは見せかけの裁判が行われる可能性が高い)場合, ②犯罪地国が破綻国家であるなど, 処罰能力がない場合, ③犯罪地国に処罰の意思と能力があっても, 同国において訴追における人権上の最低基準が満たされておらず, 引渡しを行ひ得ない場合, ④法体系, 引渡し法制など各国法制度の技術的差異により訴追の抜け穴が生じる場合などである。同上, 44-45頁。
- 31 横山「前掲論文」(注8)84頁。
- 32 田口精一郎「児童売買等に関する児童の権利条約の選択議定書／武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書(特集・第159回国会主要成立法律)」『ジュリスト』1274号(2004年)76頁; 北村泰三「国境を越える組織犯罪と国連新条約採択の意義—刑事司法管轄権問題の検討を中心に—」大内和臣・西海真樹編『国連の紛争予防・解決機能』(中央大学出版部, 2002年)166-171頁。また, 古谷「前掲論文」(注16)125頁も参照。
- 33 古谷「前掲論文」(注16)125頁。
- 34 尾崎「前掲論文」(注6)296頁。
- 35 説明報告書では, 「“endeavour”という表現を使用していることに示されているように, 締約国にはいかなる義務も課されるものではない」とされている(para. 170)。
- 36 特に35条では, 事情聴取をビデオ録画し, それが証拠として認められることを確保する義務が規定されるなど, 児童の事情聴取時の配慮についても詳細に規定されている。